

5 ハイテク犯罪

コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用したハイテク犯罪が発生しており、巨額の不法な利益を得た電子計算機使用詐欺事件、インターネットを利用した詐欺事件等の発生が見られる。

(1) コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪（コンピュータ犯罪）

【事例1】信用組合理事長による多額電子計算機使用詐欺事件（三重）

信用組合理事長(47)は、支店長当時の平成6年6月から同8年7月までの間、情を知らない部下職員に命じて、オンラインシステムの端末機を操作させ、貸付及び預金等の事務処理に使用されている電子計算機に対して、自己が開設した架空名義口座に合計約1億1,200万円の貸付金の入金があった旨の虚偽の情報を与えて、同口座の残高を増加させた不実の電磁的記録を作り、同金額相当の財産上不法の利益を得た（2月15日検挙）。

【事例2】携帯電話向け出会い系サイト宣伝用スパムメールによる偽計業務妨害事件（大阪）

男(22)は、携帯電話のインターネット上において、出会い系サイトを開設運営している者であるが、メール転送業者（被害会社）のメールアドレスを無断使用し、携帯電話利用者に対して、同サイトの会員募集用の入会案内メールを無差別大量に発信した結果、宛先不明で着信できないメール（エラーメール）が大量に被害会社のコンピュータに返信されて蓄積されたことにより、コンピュータの動作を不能にして、同社のメール転送業務を妨害した（10月3日）。

(2) ネットワーク利用犯罪

【事例1】インターネットオークション利用の商品券販売名目詐欺事件（愛知）

短大生(20)は、平成13年2月ころ、会員として登録しているインターネットオークションに虚偽の商品券販売の情報を送信して競売入札させ、落札金約12万円を銀行口座に振込送金させ、もって、人を欺いて財物を交付させた（5月8日検挙）。

【事例2】インターネットショップ利用によるクレジットカード不正使用詐欺事件（警視庁・石川・新潟）

元飲食店経営者(27)らは、共謀の上、平成13年2月ころ、インターネットショップの商品購入申込みに際して、代金支払い方法として不正に入手した他人名義のクレジットカード番号を利用する旨虚偽の情報を入力して送信し、発送させた商品の交付を受け、もって、人を欺いて財物の交付を受けた（5月10日検挙）。